



宮 崎 県 公 報

平成28年3月31日(木曜日)号外 第21号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

条 例	頁
○宮崎県税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 1	

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例 (条例第35号)

- 改正の理由及び主な内容
地方税法等の一部改正に伴い、法人の事業税に係る税率改正等、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日等
この条例は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成28年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第35号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例 (昭和29年宮崎県条例第19号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
(法人の事業税の税率等) 第32条 法人の行う事業 (電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。) に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 (1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額 ア 各事業年度の付加価値額に <u>100分の0.96</u> の税率を乗じて得た金額 イ 各事業年度の資本金等の額に <u>100分の0.4</u> の税率を乗じて得た金額 ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額	(法人の事業税の税率等) 第32条 法人の行う事業 (電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。) に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 (1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額 ア 各事業年度の付加価値額に <u>100分の1.2</u> の税率を乗じて得た金額 イ 各事業年度の資本金等の額に <u>100分の0.5</u> の税率を乗じて得た金額 ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額												
<table border="1"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額</td> <td><u>100分の0.9</u></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年 800万円以下の金額</td> <td><u>100分の1.4</u></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額</td> <td><u>100分の1.9</u></td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額	<u>100分の0.9</u>	各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年 800万円以下の金額	<u>100分の1.4</u>	各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額	<u>100分の1.9</u>	<table border="1"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額</td> <td><u>100分の1.9</u></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年 800万円以下の金額</td> <td><u>100分の2.7</u></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額</td> <td><u>100分の3.6</u></td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額	<u>100分の1.9</u>	各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年 800万円以下の金額	<u>100分の2.7</u>	各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額	<u>100分の3.6</u>
各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額	<u>100分の0.9</u>												
各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年 800万円以下の金額	<u>100分の1.4</u>												
各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額	<u>100分の1.9</u>												
各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額	<u>100分の1.9</u>												
各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年 800万円以下の金額	<u>100分の2.7</u>												
各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額	<u>100分の3.6</u>												

(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額	100分の 3.4
各事業年度の所得のうち年 400万円を超える金額	100分の 4.6

(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額	100分の 3.4
各事業年度の所得のうち年 400万円を超える年 800万円以下の金額	100分の 5.1
各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額	100分の 6.7

2 電気供給業、ガス供給業及び保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に 100分の 0.9の税率を乗じて得た金額とする。

3 3以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が 1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

- ア 各事業年度の付加価値額に 100分の0.96の税率を乗じて得た金額
- イ 各事業年度の資本金等の額に 100分の 0.4の税率を乗じて得た金額
- ウ 各事業年度の所得に 100分の 1.9の税率を乗じて得た金額

(2) 特別法人 各事業年度の所得に 100分の 4.6の税率を乗じて得た金額

(3) その他の法人 各事業年度の所得に 100分の 6.7の税率を乗じて得た金額

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第7条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第32条第1項第2号中

各事業年度の所得のうち年 400万円を超える金額	100分の 4.6
--------------------------	-----------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年 400万円を超える年10億円以下の金額	100分の 4.6
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の 5.5

と、同条第3項第2号中「100分の 4.6」とあるのは「100分の 4.6 (各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の 5.5)」とする。

(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額	100分の 5
各事業年度の所得のうち年 400万円を超える金額	100分の 6.6

(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額	100分の 5
各事業年度の所得のうち年 400万円を超える年 800万円以下の金額	100分の 7.3
各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額	100分の 9.6

2 電気供給業、ガス供給業及び保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に 100分の 1.3の税率を乗じて得た金額とする。

3 3以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が 1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

- ア 各事業年度の付加価値額に 100分の 1.2の税率を乗じて得た金額
- イ 各事業年度の資本金等の額に 100分の 0.5の税率を乗じて得た金額
- ウ 各事業年度の所得に 100分の 3.6の税率を乗じて得た金額

(2) 特別法人 各事業年度の所得に 100分の 6.6の税率を乗じて得た金額

(3) その他の法人 各事業年度の所得に 100分の 9.6の税率を乗じて得た金額

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第7条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第32条第1項第2号中

各事業年度の所得のうち年 400万円を超える金額	100分の 6.6
--------------------------	-----------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年 400万円を超える年10億円以下の金額	100分の 6.6
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の 7.9

と、同条第3項第2号中「100分の 6.6」とあるのは「100分の 6.6 (各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の 7.9)」とする。

2 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年

(不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例)

第10条 第41条の規定の適用については、法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得が平成16年4月1日から平成28年3月31日までの間に行われたときに限り、同条中「2年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅（以下「特例適用住宅」という。）」とあるのは、「3年（当該取得の日から3年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅（以下「特例適用住宅」という。）が新築されることが困難である場合として政令附則第6条の17第2項で定める場合においては、4年）以内に特例適用住宅」とする。

(自動車税の税率の特例)

第12条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）附則第5条第1項で定めるものをいう。以下この条において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第2項で定めるものをいう。次項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものと混合物で省令附則第5条第3項で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第2項で定めるものをいう。次項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の省令附則第5条第4項で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令附則第5条第5項で定めるものをいう。次項及び第3項第3号において同じ。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第61条の規定の適用については、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

度に係る法人の事業税についての第32条及び前項の規定の適用については、第32条第1項第1号ウの表中「100分の1.9」とあるのは「100分の0.3」と、「100分の2.7」とあるのは「100分の0.5」と、「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前項中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例)

第10条 第41条の規定の適用については、法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得が平成16年4月1日から平成30年3月31日までの間に行われたときに限り、第41条中「2年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅（以下「特例適用住宅」という。）」とあるのは、「3年（当該取得の日から3年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅（以下「特例適用住宅」という。）が新築されることが困難である場合として政令附則第6条の17第2項で定める場合においては、4年）以内に特例適用住宅」とする。

(自動車税の税率の特例)

第12条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）附則第5条第1項で定めるものをいう。以下この条において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第2項で定めるものをいう。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものと混合物で省令附則第5条第3項で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第2項で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の省令附則第5条第4項で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令附則第5条第5項で定めるものをいう。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成28年度分の自動車税に係る第61条の規定の適用については、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

〔略〕

2 次の各号に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス(一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する平成26年度分の自動車税に係る第61条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	
別表第2(その1)乗用車の総排気量が1リットル以下のものの項から総排気量が6リットルを超えるものの項まで	営業用		7,500	8,200	
			8,500	9,300	
			9,500	10,400	
			13,800	15,100	
			15,700	17,200	
			17,900	19,600	
			20,500	22,500	
			23,600	25,900	
			27,200	29,900	
	40,700	44,700			
	自家用			29,500	32,400
				34,500	37,900
				39,500	43,400
				45,000	49,500
				51,000	56,100
				58,000	63,800
				66,500	73,100
				76,500	84,100
				88,000	96,800
111,000				122,100	
別表第2(その1)トラックの最大積載量が1トン以下のものの項から普通自動車に属するけん引車の項まで	営業用		6,500	7,100	
			9,000	9,900	
			12,000	13,200	
			15,000	16,500	
			18,500	20,300	
			22,000	24,200	
			25,500	28,000	
			29,500	32,400	
			4,700	5,100	
	7,500	8,200			
	15,100	16,600			
	自家用			8,000	8,800
				11,500	12,600
				16,000	17,600
				20,500	22,500

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

〔略〕

			25,500	28,000	
			30,000	33,000	
			35,000	38,500	
			40,500	44,500	
			6,300	6,900	
			10,200	11,200	
			20,600	22,600	
別表第 2 (その 1) 特種用途車 の霊柩車 <small>きょうこ</small> の項か ら乗用車に類す るものの 4 輪以 上の小型自動車 に類するものの 総排気量が 1.5 リットルを超え るものの項まで	営業用		12,100	13,300	
			6,000	6,600	
			6,800	7,400	
			7,600	8,300	
			11,000	12,100	
			12,500	13,700	
			14,300	15,700	
			16,400	18,000	
			18,800	20,600	
			21,700	23,800	
			32,500	35,700	
			24,200	26,600	
			25,200	27,700	
		26,300	28,900		
		12,400	13,600		
		13,400	14,700		
		14,500	15,900		
		自家用		16,400	18,000
				23,600	25,900
				27,600	30,300
				31,600	34,700
				36,000	39,600
				40,800	44,800
			46,400	51,000	
			53,200	58,500	
			61,200	67,300	
			70,400	77,400	
			88,800	97,600	
			32,900	36,100	
			34,300	37,700	
		35,800	39,300		
		16,800	18,400		
		18,300	20,100		
		19,700	21,600		
別表第 2 (その 1) 特種用途車 のトラックに類 するものの最大 積載量が 1 トン 以下のものの項 から普通自動車 に属するけん引 車の項まで	営業用		17,900	19,600	
			18,900	20,700	
			20,000	22,000	
			21,000	23,100	
			22,100	24,300	
			23,100	25,400	
			24,200	26,600	
			25,200	27,700	
			1,100	1,200	
			7,500	8,200	
		15,100	16,600		
		自家用		24,300	26,700
				25,800	28,300

			27,100	29,800
			28,600	31,400
			30,000	33,000
			31,500	34,600
			32,900	36,100
			34,300	37,700
			1,500	1,600
			10,200	11,200
			20,600	22,600
別表第 2 (その 1) 特種用途車 の 3 輪車に類す るものの小型自 動車からその他 の項まで	営業用		4,600	5,000
			3,900	4,200
			24,200	26,600
別表第 2 (その 1) 3 輪車の項	自家用		6,300	6,900
			5,300	5,800
			32,900	36,100
別表第 2 (その 2) バスの項	営業用	その他	4,500	4,900
			3,900	4,200
			6,000	6,600
			5,300	5,800
			26,500	29,100
			32,000	35,200
	自家用		38,000	41,800
			44,000	48,400
			50,500	55,500
			57,000	62,700
			64,000	70,400
			33,000	36,300
別表第 2 (その 2) 特種用途車 のバスに類する ものの項	営業用	その他	41,000	45,100
			49,000	53,900
			57,000	62,700
			65,500	72,000
			74,000	81,400
			83,000	91,300
	自家用		21,200	23,300
			22,400	24,600
			23,600	25,900
			24,800	27,200
			25,900	28,400
			27,100	29,800
別表第 4 総排気 量が 1 リットル 以下のものの項	営業用		28,200	31,000
			25,800	28,300
			27,100	29,800
			28,600	31,400
			30,000	33,000
			31,500	34,600
別表第 4 総排気 量が 1 リットル を超え 1.5 リッ トル以下のもの	自家用		32,900	36,100
			34,300	37,700
別表第 4 総排気 量が 1 リットル を超え 1.5 リッ トル以下のもの	営業用		3,700	4,100
			5,200	5,700
別表第 4 総排気 量が 1 リットル を超え 1.5 リッ トル以下のもの	自家用		4,700	5,200
			6,300	6,900

の項				
別表第 4 総排気 量が 1.5リット ルを超えるもの の項	営業用		6,300	6,900
	自家用		8,000	8,800
別表第 5 バスの 項			12,000	13,200
			14,500	15,900
			17,500	19,200
			20,000	22,000
			22,500	24,700
			25,500	28,000
			29,000	31,900
別表第 5 特種用 途車でバスに類 するものの項			18,900	20,700
			20,000	22,000
			21,000	23,100
			22,100	24,300
			23,100	25,400
			24,200	26,600
			25,200	27,700

3 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成26年度分の自動車税に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの）にあっては、平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号及び第5項第5号において「排出ガス保安基準」という。）で省令附則第5条の2第1項で定めるもの（以下この号及び第5項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第2項で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令附則第5条の2第3項で定めるものをいう。第5項第3号において同じ。）

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令附則第5条の2第4項で定めるエネルギー消費効率（第5項第4号及び第7項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条

の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で省令附則第5条の2第5項で定めるもの（以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第6項で定めるもの

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	
別表第2（その 1）乗用車の項	営業用		7,500	4,000	
			8,500	4,500	
			9,500	5,000	
			13,800	7,000	
			15,700	8,000	
			17,900	9,000	
			20,500	10,500	
			23,600	12,000	
			27,200	14,000	
			40,700	20,500	
	7,500	4,000			
	自家用			29,500	15,000
				34,500	17,500
				39,500	20,000
				45,000	22,500
				51,000	25,500
				58,000	29,000
				66,500	33,500
				76,500	38,500
				88,000	44,000
111,000				55,500	
29,500	15,000				
別表第2（その 1）トラックの 最大積載量が1 トン以下のもの の項から普通自 動車に属するけ ん引車の項まで	営業用		6,500	3,500	
			9,000	4,500	
			12,000	6,000	
			15,000	7,500	
			18,500	9,500	
			22,000	11,000	
			25,500	13,000	
			29,500	15,000	
			4,700	2,400	
			7,500	4,000	
	15,100	8,000			
	自家用			8,000	4,000
				11,500	6,000
				16,000	8,000
				20,500	10,500
				25,500	13,000
				30,000	15,000
				35,000	17,500
				40,500	20,500
				6,300	3,200
10,200				5,500	
20,600	10,500				
別表第2（その 1）トラックの 電気自動車のう ち、最大乗車定	営業用		9,700	5,000	
	自家用		13,100	7,000	

員が4人以上で乗用車に準ずるものの項				
別表第2(その1)特種用途車の霊柩車の項からトラックに類するものの普通自動車に属するけん引車の項まで	営業用		12,100	6,500
			6,000	3,000
			6,800	3,500
			7,600	4,000
			11,000	5,500
			12,500	6,500
			14,300	7,500
			16,400	8,500
			18,800	9,500
			21,700	11,000
			32,500	16,500
			24,200	12,500
			25,200	13,000
			26,300	13,500
			12,400	6,500
			13,400	7,000
			14,500	7,500
			7,500	4,000
			17,900	9,000
			18,900	9,500
			20,000	10,000
			21,000	10,500
		22,100	11,500	
		23,100	12,000	
		24,200	12,500	
		25,200	13,000	
		1,100	600	
		7,500	4,000	
		15,100	8,000	
	自家用		16,400	8,500
			23,600	12,000
			27,600	14,000
			31,600	16,000
			36,000	18,000
		40,800	20,500	
		46,400	23,500	
		53,200	27,000	
		61,200	31,000	
		70,400	35,500	
		88,800	44,500	
		32,900	16,500	
		34,300	17,500	
		35,800	18,000	
		16,800	8,500	
		18,300	9,500	
		19,700	10,000	
		29,500	15,000	
	24,300	12,500		
	25,800	13,000		
	27,100	14,000		
	28,600	14,500		

			30,000	15,000
			31,500	16,000
			32,900	16,500
			34,300	17,500
			1,500	800
			10,200	5,500
			20,600	10,500
別表第 2 (その 1) 特種用途車 の電気自動車の うち、最大乗車 定員が 4 人以上 で乗用車に準ず るものの項	営業用		9,700	5,000
	自家用		13,100	7,000
別表第 2 (その 1) 特種用途車 の 3 輪車に類す るものの小型自 動車からその他 の項まで	営業用		4,600	2,500
			3,900	2,000
			24,200	12,500
	自家用		6,300	3,500
			5,300	3,000
			32,900	16,500
別表第 2 (その 1) 3 輪車の項	営業用		4,500	2,500
			3,900	2,000
	自家用		6,000	3,000
			5,300	3,000
別表第 2 (その 2) バスの項	営業用	一般乗合 用	12,000	6,000
			14,500	7,500
			17,500	9,000
			20,000	10,000
			22,500	11,500
			25,500	13,000
			29,000	14,500
		その他	26,500	13,500
			32,000	16,000
			38,000	19,000
	自家用	一般乗合 用	33,000	16,500
			41,000	20,500
			49,000	24,500
			57,000	28,500
			65,500	33,000
			74,000	37,000
			83,000	41,500
		その他	21,200	11,000
			22,400	11,500
		別表第 2 (その 2) 特種用途車 のバスに類する ものの項	営業用	一般乗合 用
20,000	10,000			
21,000	10,500			
22,100	11,500			
23,100	12,000			
24,200	12,500			
25,200	13,000			
その他	21,200		11,000	
	22,400		11,500	

			23,600	12,000
			24,800	12,500
			25,900	13,000
			27,100	14,000
			28,200	14,500
	自家用		25,800	13,000
			27,100	14,000
			28,600	14,500
			30,000	15,000
			31,500	16,000
			32,900	16,500
			34,300	17,500
別表第 4 総排気量が 1 リットル以下のものの項	営業用		3,700	1,800
	自家用		5,200	2,600
別表第 4 総排気量が 1 リットルを超え 1.5 リットル以下のものの項	営業用		4,700	2,300
	自家用		6,300	3,200
別表第 4 総排気量が 1.5 リットルを超えるものの項	営業用		6,300	3,200
	自家用		8,000	4,000
別表第 5 バスの項			12,000	6,000
			14,500	7,500
			17,500	9,000
			20,000	10,000
			22,500	11,500
			25,500	13,000
			29,000	14,500
別表第 5 特種用途車でバスに類するものの項			18,900	9,500
			20,000	10,000
			21,000	10,500
			22,100	11,500
			23,100	12,000
			24,200	12,500
			25,200	13,000

4 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第7項で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成26年度分の自動車税に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
別表第2（その1）乗用車の総排気量が1リットル以下のもの	営業用		7,500	6,000
			8,500	6,500
			9,500	7,500
			13,800	10,500

の項から総排気量が6リットルを超えるものの項まで		15,700	12,000
		17,900	13,500
		20,500	15,500
		23,600	18,000
		27,200	20,500
		40,700	31,000
	自家用	29,500	22,500
		34,500	26,000
		39,500	30,000
		45,000	34,000
		51,000	38,500
		58,000	43,500
		66,500	50,000
		76,500	57,500
88,000	66,000		
111,000	83,500		
別表第2(その1)トラックの最大積載量が1トン以下のものの項から普通自動車に属するけん引車の項まで	営業用	6,500	5,000
		9,000	7,000
		12,000	9,000
		15,000	11,500
		18,500	14,000
		22,000	16,500
		25,500	19,500
	29,500	22,500	
	自家用	4,700	3,500
		7,500	6,000
		15,100	11,500
		8,000	6,000
		11,500	9,000
		16,000	12,000
20,500		15,500	
25,500	19,500		
30,000	22,500		
35,000	26,500		
40,500	30,500		
6,300	4,700		
10,200	8,000		
20,600	15,500		
別表第2(その1)特種用途車の霊柩車の項から乗用車に類するものの4輪以上の小型自動車に類するものの総排気量が1.5リットルを超えるものの項まで	営業用	12,100	9,500
		6,000	4,500
		6,800	5,500
		7,600	6,000
		11,000	8,500
		12,500	9,500
		14,300	11,000
		16,400	12,500
		18,800	14,500
		21,700	16,500
		32,500	24,500
		24,200	18,500
		25,200	19,000
		26,300	20,000
12,400	9,500		
13,400	10,500		

			14,500	11,000
	自家用		16,400	12,500
			23,600	18,000
			27,600	21,000
			31,600	24,000
			36,000	27,000
			40,800	31,000
			46,400	35,000
			53,200	40,000
			61,200	46,000
			70,400	53,000
			88,800	67,000
			32,900	25,000
			34,300	26,000
			35,800	27,000
			16,800	13,000
			18,300	14,000
			19,700	15,000
別表第 2 (その 1) 特種用途車 のトラックに類 するものの最大 積載量が 1 トン 以下のものの項 から普通自動車 に属するけん引 車の項まで	営業用		17,900	13,500
			18,900	14,500
			20,000	15,000
			21,000	16,000
			22,100	17,000
			23,100	17,500
			24,200	18,500
			25,200	19,000
			1,100	900
			7,500	6,000
			15,100	11,500
	自家用		24,300	18,500
			25,800	19,500
			27,100	20,500
			28,600	21,500
			30,000	22,500
			31,500	24,000
			32,900	25,000
			34,300	26,000
			1,500	1,200
			10,200	8,000
			20,600	15,500
別表第 2 (その 1) 特種用途車 の 3 輪車に類す るものの小型自 動車からその他 の項まで	営業用		4,600	3,500
			3,900	3,000
			24,200	18,500
	自家用		6,300	5,000
			5,300	4,000
			32,900	25,000
別表第 2 (その 1) 3 輪車の項	営業用		4,500	3,500
			3,900	3,000
	自家用		6,000	4,500
			5,300	4,000
別表第 2 (その 2) バスの項	営業用	一般乗合 用	12,000	9,000
			14,500	11,000
			17,500	13,500
			20,000	15,000

			22,500	17,000
			25,500	19,500
			29,000	22,000
		その他	26,500	20,000
			32,000	24,000
			38,000	28,500
			44,000	33,000
			50,500	38,000
			57,000	43,000
			64,000	48,000
	自家用		33,000	25,000
			41,000	31,000
			49,000	37,000
			57,000	43,000
			65,500	49,500
			74,000	55,500
			83,000	62,500
別表第 2 (その 2) 特種用途車 のバスに類する ものの項	営業用	一般乗合 用	18,900	14,500
			20,000	15,000
			21,000	16,000
			22,100	17,000
			23,100	17,500
			24,200	18,500
	その他		21,200	16,000
			22,400	17,000
			23,600	18,000
			24,800	19,000
			25,900	19,500
			27,100	20,500
	自家用		28,200	21,500
			25,800	19,500
			27,100	20,500
			28,600	21,500
			30,000	22,500
			31,500	24,000
別表第 4 総排気 量が 1 リットル 以下のものの項	営業用		3,700	2,800
	自家用		5,200	4,000
別表第 4 総排気 量が 1 リットル を超え 1.5 リッ トル以下のもの の項	営業用		4,700	3,500
	自家用		6,300	5,000
別表第 4 総排気 量が 1.5 リット ルを超えるもの の項	営業用		6,300	5,000
	自家用		8,000	6,000
別表第 5 バスの 項			12,000	9,000
			14,500	11,000
			17,500	13,500
			20,000	15,000

			22,500	17,000
			25,500	19,500
			29,000	22,000
別表第 5 特種用 途車でバスに類 するもの項			18,900	14,500
			20,000	15,000
			21,000	16,000
			22,100	17,000
			23,100	17,500
			24,200	18,500
			25,200	19,000

5 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1) [略]

(2) 天然ガス自動車のうち、平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第8項で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第9項で定めるもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。)のうち、道路運送車両法第

2 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1) [略]

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあっては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(第4号及び第5号において「排出ガス保安基準」という。)で省令附則第5条の2第1項で定めるもの(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第2項で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令附則第5条の2第3項で定めるものをいう。)

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令附則第5条の2第4項で定めるエネルギー消費効率(以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。)であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で省令附則第5条の2第5項で定めるもの(次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第6項で定めるもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。)のうち、道路運送車両法第

41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第10項で定めるものに適合するもの

[略]

6 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第11項で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、第3項の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第7項で定めるものに適合するもの

[略]

3 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第8項で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	
別表第2（その1）乗用車の項	営業用		7,500	4,000	
			8,500	4,500	
			9,500	5,000	
			13,800	7,000	
			15,700	8,000	
			17,900	9,000	
			20,500	10,500	
			23,600	12,000	
			27,200	14,000	
	40,700		20,500		
	7,500		4,000		
	自家用			29,500	15,000
				34,500	17,500
				39,500	20,000
				45,000	22,500
				51,000	25,500
				58,000	29,000
				66,500	33,500
				76,500	38,500
88,000		44,000			
111,000		55,500			
29,500	15,000				
別表第2（その1）トラックの最大積載量が1トン以下のものの項から普通自動車に属するけん引車の項まで	営業用		6,500	3,500	
			9,000	4,500	
			12,000	6,000	
			15,000	7,500	
			18,500	9,500	
			22,000	11,000	
			25,500	13,000	
	29,500		15,000		
	自家用			4,700	2,400
				7,500	4,000
				15,100	8,000
				8,000	4,000
				11,500	6,000
				16,000	8,000
20,500		10,500			

			<u>25,500</u>	<u>13,000</u>
			<u>30,000</u>	<u>15,000</u>
			<u>35,000</u>	<u>17,500</u>
			<u>40,500</u>	<u>20,500</u>
			<u>6,300</u>	<u>3,200</u>
			<u>10,200</u>	<u>5,500</u>
			<u>20,600</u>	<u>10,500</u>
	別表第2 (その	営業用	<u>9,700</u>	<u>5,000</u>
	1) トラックの	自家用	<u>13,100</u>	<u>7,000</u>
	電気自動車のう			
	ち、最大乗車定			
	員が4人以上で			
	乗用車に準ずる			
	ものの項			
	別表第2 (その	営業用	<u>12,100</u>	<u>6,500</u>
	1) 特種用途車		<u>6,000</u>	<u>3,000</u>
	の霊柩車 <small>（おくりこし）</small> の項か		<u>6,800</u>	<u>3,500</u>
	らトラックに類		<u>7,600</u>	<u>4,000</u>
	するものの普通		<u>11,000</u>	<u>5,500</u>
	自動車に属する		<u>12,500</u>	<u>6,500</u>
	けん引車の項ま		<u>14,300</u>	<u>7,500</u>
	で		<u>16,400</u>	<u>8,500</u>
			<u>18,800</u>	<u>9,500</u>
			<u>21,700</u>	<u>11,000</u>
			<u>32,500</u>	<u>16,500</u>
			<u>24,200</u>	<u>12,500</u>
			<u>25,200</u>	<u>13,000</u>
			<u>26,300</u>	<u>13,500</u>
			<u>12,400</u>	<u>6,500</u>
			<u>13,400</u>	<u>7,000</u>
			<u>14,500</u>	<u>7,500</u>
			<u>7,500</u>	<u>4,000</u>
			<u>17,900</u>	<u>9,000</u>
			<u>18,900</u>	<u>9,500</u>
			<u>20,000</u>	<u>10,000</u>
			<u>21,000</u>	<u>10,500</u>
			<u>22,100</u>	<u>11,500</u>
			<u>23,100</u>	<u>12,000</u>
			<u>24,200</u>	<u>12,500</u>
			<u>25,200</u>	<u>13,000</u>
			<u>1,100</u>	<u>600</u>
			<u>7,500</u>	<u>4,000</u>
			<u>15,100</u>	<u>8,000</u>
		自家用	<u>16,400</u>	<u>8,500</u>
			<u>23,600</u>	<u>12,000</u>
			<u>27,600</u>	<u>14,000</u>
			<u>31,600</u>	<u>16,000</u>
			<u>36,000</u>	<u>18,000</u>
			<u>40,800</u>	<u>20,500</u>
			<u>46,400</u>	<u>23,500</u>
			<u>53,200</u>	<u>27,000</u>
			<u>61,200</u>	<u>31,000</u>
			<u>70,400</u>	<u>35,500</u>
			<u>88,800</u>	<u>44,500</u>

			32,900	16,500
			34,300	17,500
			35,800	18,000
			16,800	8,500
			18,300	9,500
			19,700	10,000
			29,500	15,000
			24,300	12,500
			25,800	13,000
			27,100	14,000
			28,600	14,500
			30,000	15,000
			31,500	16,000
			32,900	16,500
			34,300	17,500
			1,500	800
			10,200	5,500
			20,600	10,500
	別表第 2 (その	営業用	9,700	5,000
	1) 特種用途車	自家用	13,100	7,000
	の電気自動車の			
	うち、最大乗車			
	定員が 4 人以上			
	で乗用車に準ず			
	るものの項			
	別表第 2 (その	営業用	4,600	2,500
	1) 特種用途車		3,900	2,000
	の 3 輪車に類す		24,200	12,500
	るものの小型自	自家用	6,300	3,500
	動車の項からそ		5,300	3,000
	他の項まで		32,900	16,500
	別表第 2 (その	営業用	4,500	2,500
	1) 3 輪車の項		3,900	2,000
		自家用	6,000	3,000
			5,300	3,000
	別表第 2 (その	営業用	12,000	6,000
	2) バスの項	一般乗合	14,500	7,500
		用	17,500	9,000
			20,000	10,000
			22,500	11,500
			25,500	13,000
			29,000	14,500
		その他	26,500	13,500
			32,000	16,000
			38,000	19,000
			44,000	22,000
			50,500	25,500
			57,000	28,500
			64,000	32,000
		自家用	33,000	16,500
			41,000	20,500
			49,000	24,500
			57,000	28,500
			65,500	33,000

			74,000	37,000
			83,000	41,500
別表第 2 (その 2) 特種用途車 のバスに類する ものの項	営業用	一般乗合 用	18,900	9,500
			20,000	10,000
			21,000	10,500
			22,100	11,500
			23,100	12,000
			24,200	12,500
			25,200	13,000
			21,200	11,000
	その他	22,400	11,500	
		23,600	12,000	
		24,800	12,500	
		25,900	13,000	
		27,100	14,000	
		28,200	14,500	
		25,800	13,000	
		27,100	14,000	
自家用	28,600	14,500		
	30,000	15,000		
	31,500	16,000		
	32,900	16,500		
	34,300	17,500		
別表第 4 総排気 量が 1 リットル 以下のものの項	営業用		3,700	1,800
	自家用		5,200	2,600
別表第 4 総排気 量が 1 リットル を超え 1.5 リッ トル以下のもの の項	営業用		4,700	2,300
	自家用		6,300	3,200
別表第 4 総排気 量が 1.5 リット ルを超えるもの の項	営業用		6,300	3,200
	自家用		8,000	4,000
別表第 5 バスの 項			12,000	6,000
			14,500	7,500
			17,500	9,000
			20,000	10,000
			22,500	11,500
			25,500	13,000
別表第 5 特種用 途車でバスに類 するものの項			29,000	14,500
			18,900	9,500
			20,000	10,000
			21,000	10,500
			22,100	11,500
			23,100	12,000
		24,200	12,500	
		25,200	13,000	

7 第 3 項 (第 4 号に係る部分に限る。) 及び第 4 項の規定は、平成 27 年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として省令附則第 5 条の 2 第 12 項で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成 22 年度基準エネルギー消費効率 (基準エネルギー消費効率であって平成 22 年度以降の各年度にお

いて適用されるべきものとして定められたものをいう。)を算定する方法として省令附則第 5 条の 2 第 13 項で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第 3 項第 4 号中「平成 27 年度以降」とあるのは「平成 22 年度以降」と、「平成 27 年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成 22 年度基準エネルギー消費効率」と、「100 分の 110」とあるのは「100 分の 138」と、第 4 項中「平成 27 年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成 22 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 125 を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の宮崎県税条例(以下「改正後の条例」という。)第 32 条及び附則第 7 条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 3 改正後の条例附則第 10 条の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 4 改正後の条例附則第 12 条の規定は、平成 28 年度分の自動車税について適用し、平成 27 年度分までの自動車税については、なお従前の例による。